

○文部科学省告示第九十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和四年六月十三日

文部科学大臣 末松 信介

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	《露店》 F a i r S t a l l (B o o t h f o r a l l i n e) q u e d	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
		指定をした日 令和四年四月二十七日
		指定の有効期間 令和四年七月十五日から令和五年三月二十八日まで
	株式会社NHKプロモーション 代表取締役長 大井 慶昌 東京都渋谷区神山町五丁目一五 大阪中之島美術館 館長 菅谷 富夫 大塚市北区中之島四丁目一 公益財団法人東京都歴史文化財団東京都美術館 館長 高橋 明也 東京都台東区上野公園八丁目三十六 愛知県美術館 館長 拝戸 雅彦 名古屋市中区東桜一丁目十三番二 NHK 事業センター長 梶健一郎 東京都渋谷区神南二丁目二一	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	大阪中之島美術館 大塚市北区中之島四丁目一 令和四年七月二十三日から十月二日 令和四年十月十八日から十二月二十八日 愛知県美術館 名古屋市中区東桜一丁目十三番二 令和五年一月十四日から三月十四日	並びに美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地